

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 国民の理解の増進

○主な取組

- ・犯罪被害者等の置かれた状況等について

国民理解の増進を図るための啓発事業の実施（内閣府）

下記コラム参照

コラム⑥

▶ 犯罪被害者週間の実施

内閣府において、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施しています。

8回目となる平成25年度の内閣府事業としては、12月1日に東京（中央イベント）で「家族を失うということ」をテーマとして家族を殺人事件で失った遺族3名によるパネルディスカッションを開催するなどしたほか、島根県（11月8日）、大分県（11月29日）とも共催で、犯罪被害者遺族からの講演、支援担当者などを含めたパネルディスカッションなどの啓発事業を実施しました。これら開催状況などについては、ホームページ上で公開しております（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/houkoku_h25/index.html）。

今年度は、平成22年に決定した「犯罪被害者等支援シンボルマーク」に愛称がなかったため、国民が犯罪被害者等に係る問題をより身近なものとして意識できるようにすること等を目的として愛称を募集したところ、応募作品は2,113点に上りました。この中から、石川県の平良涼夏さんの「ギュっとちゃん」が最優秀作品として、中央イベントにおいて森まさこ内閣府特命担当大臣から表彰されました。



標語・愛称の受賞者と森大臣

また、平成19年度以降例年のことですが、犯罪被害者等に関する標語も募集しました。平成25年度は

応募作品3,570点の中から大阪府の河西英文さんの「支える手 寄り添う心 あなたから」が最優秀作品として選ばれ、同じく中央イベントで森大臣から表彰されました。この最優秀賞作品を用いた犯罪被害者週間のポスター等を全国の地方公共団体に送付し、東京都内であれば、地下鉄や関係諸機関、大学等で掲示しました。

また、今年は、各都道府県が独自に実施された啓発事業についても情報を集約し、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページやフェイスブックで広報しました。

最終的には、全都道府県で講演会、パネル展示等様々な活動が展開されたところです。

内閣府は、今後も、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」の広報啓発が、全国をあげての取組として周知が図られるよう努めてまいりたいと考えています。

- ・犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施（内閣府、法務省、厚生労働省）

内閣府において、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日から11月25日）中、地方公共団体、女性団体

その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、春（平成25年4月6日から同月15日）と秋（平成25年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、

「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省において、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の1つとして掲げ、人権週間（12月4日から同月10日）を始め、1年を通して、全国各地で犯罪被害者の人権や犯罪被害者支援をテーマとした講演会・研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

厚生労働省において、児童虐待に対す

る社会的関心の喚起を図るため、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省町や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。平成25年度においては、「さしのべた その手がこどもの命綱」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を大分県別府市で開催（11月16日）、広報用ポスター・リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、新聞広告等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

